

## 不作等による政府備蓄米放出時の特例販売の買受資格審査について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）の規定に基づき農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が実施する不作等による政府備蓄米放出時の特例販売については、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）において買受資格者の要件を定め、買受資格の審査を行っています。

買受資格の審査を希望される方は、下記事項を御了知の上、申請を行って下さい。

### 記

#### 1 売渡しの対象となる米穀

政府備蓄米（国内産米穀）

#### 2 買受資格者の要件

不作時等に政府備蓄米の放出が決定した際に、政府備蓄米を買い受けることができる者に必要な資格の要件は次のとおりとします。

- (1) 食糧法第47条第2項に規定する届出事業者であること。
- (2) 国内産米穀の取扱数量が玄米4千トン/年（直近年又は直近3カ年平均）以上あること。
- (3) 一定以上のとう精能力（30トン/日程度以上のとう精能力を有していることをいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していること。
- (4) 自己資本が300万円以上であること。
- (5) 米穀の取扱数量等や販売計画などの買受資格者の報告義務を適切に行うことを誓約する者であること。
- (6) 政府備蓄米を買い受けた際に計画に即して販売することを誓約する者であること。
- (7) 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を

使用する者を含む。)が米穀の流通に関する法令<sup>(注1)</sup>の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

- (8) 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により政策統括官から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- (9) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

### 3 買受資格審査の申請

#### (1) 申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、4に掲げる申請に必要な書類を、(3)に掲げる受付場所に持参又は郵送することにより受け付けます。申請の受付期間は、平成29年7月21日(金)から8月31日(木)までの間とします。

なお、平成29年度における買受資格の申請の受付は、この期間を超えて行いませんので、上記期間に申請して下さい。

##### ① 持参する場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで(12時から13時までを除く。)の間に持参して下さい。

##### ② 郵送する場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により送付して下さい(受付期間内必着)。

なお、封書の表面に、朱書きで「不作等による政府備蓄米放出時の特例販売買受資格審査申請書在中」と記載して下さい。

#### (2) 申請書の入手方法

申請書は、農林水産省政策統括官付貿易業務課において交付します。

---

(注1)「米穀の流通に関する法令」とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)並びにこれらの法律に基づく命令としています。

また、農林水産省のホームページ（以下のURL）から申請書を出力することも可能です。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/sikaku/index.html>

(3) 受付場所

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付貿易業務課

電話：03-6744-1354（直通）担当：大庫、川崎

#### 4 資格審査の申請に必要な書類

申請に当たっては、資格審査申請書（様式4-24）のほか、次に掲げる書類を提出して下さい。

- (1) 国内産米穀の取扱数量が玄米4千トン/年以上あることを確認できる書類
- (2) 一定以上のとう精能力（30トン/日程度以上をいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していることを確認できる書類
- (3) 営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）
- (4) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (5) 自己資本が300万円以上あることを確認できる書類（財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）及び国税の納税証明書）
- (6) 誓約書（様式4-25）
- (7) 報告義務等に関する誓約書（2の（5）及び（6）関係）（様式4-26）
- (8) 確認書（2の（1）、（7）、（8）及び（9）関係）（様式4-27）
- (9) 名称等の公表に関する同意書（様式4-28）

#### 5 資格審査結果の通知

資格審査の結果（買受資格の有無）は、資格確認通知書（有資格者と認めた場合）又は通知書（有資格者と認めなかった場合）により、書面にて申請者に通知します。（29年9月28日発送予定）

#### 6 有資格者名簿の公表

- (1) 有資格者として認められた場合には、有資格者名簿にその商号又は名称、

住所及び電話番号の情報が掲載されます。

- (2) 有資格者名簿は、農林水産省ホームページに掲載されるとともに、農林水産省政策統括官付貿易業務課及び地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）に備え置かれることによって公表されます。
- (3) 政府所有米穀の売買契約を締結した場合は、商号又は名称及び代表者氏名並びに売買数量が公表されます。

## 7 買受資格の有効期間

買受資格の有効期間は、有資格者となった日から平成32年9月末日までとします。

## 8 買受資格の停止及び取消し

有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称が農林水産省ホームページにおいて公表されます。

## 9 秘密の保持

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

## 10 その他

上記の内容について質問等がある場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課にお問い合わせ下さい。